

<p>12. 苦情処理措置紛争解決措置</p>	<p><苦情処理措置>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク管理部法務管理課（9時～17時、電話：03-3617-0548）にお申し出ください。</p> <p><紛争解決措置></p> <p>東京弁護士会（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク管理部法務管理課または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p>
<p>13. その他参考になる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰り延べるか約定年利回り（日割計算）の割合による遅延利息を徴求します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険により元本1,000万円までと、その利息が保護されます。 ・当金庫に複数の口座がある場合は、それらの預金元本を合計して1,000万円までと、その利息が保護されます。